

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	桑折町国民年金事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑折町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県桑折町長

## 公表日

平成28年4月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	国民年金法等に基づき、届書の受理・報告、裁定請求及び障害基礎年金改定請求の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理・事実の審査等の法定受託事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失・変更等の受付・審査・報告 ②国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例申請書の受付・審査・報告 ③年金受給に伴う裁定請求書(未支給請求・遺族年金請求・一時金を含む)の受付 ④日本年金機構(年金事務所)への所得情報提供
③システムの名称	①国民年金システム、②宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、団体内統合宛名番号ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第31の項 実施者は厚生労働大臣と定められているが、事務は市町村で行うため。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務住民課
②所属長	税務住民課長 八巻 靖之
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 桑折町字東大隅18 TEL024-582-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務住民課 桑折町字東大隅18 TEL024-582-2114

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

